

兵庫県後期高齢者医療 保険料率等の改定について

1 改定の概要

2月に開催された兵庫県後期高齢者医療広域連合議会において、令和6・7年度の保険料率および賦課限度額が改定されました。

保険料算定の基礎となる今後2年間の保険給付費の増加が見込まれていることや、出産育児支援金の導入等の制度改正の影響により保険料が増額となりますが、前年度までの剰余金を積み立てた給付費準備基金198.9億円の活用により、一人当たり平均年保険料額の上昇幅は3,424円、3.98%の伸び率に抑えられています。

①保険料率及び賦課限度額

	現 行	改定後	差 引
均等割額	50,147円	52,791円	+2,644円
所得割率	10.28%	11.24% ※1	+0.96ポイント
賦課限度額	660,000円	800,000円※2	+140,000円

※1 年金収入 211万円相当以下の被保険者は、令和6年度のみ激変緩和用所得割率10.32%を適用

※2 激変緩和措置として、令和6年度は73万円、令和7年度は80万円と、段階的に改定(令和6年度に新たに75歳に到達する方は、激変緩和措置の対象外)

②被保険者一人当たりの平均保険料額(年額) ※各種軽減適用後の数値です。

現 行	改定後	差 引	伸び率
86,026円	89,450円	+3,424円	3.98%

(参考) 保険料増加抑制策を講じなかった場合

現 行	改定後	差 引	伸び率
86,026円	98,436円	+12,410円	14.43%

③低所得者均等割額軽減所得基準額

	5割軽減	2割軽減
現行	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(29万円×被保険者数)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(53.5万円×被保険者数)以下
改定後	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(29.5万円×被保険者数)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(54.5万円×被保険者数)以下

2 施行日

令和6年4月1日